

4-3 プライバシー権と、関連の問題 <基礎編>

プライバシーは守られているのだろうか？

プライバシー権

国家権力やマスメディア、企業などが私たちの私生活に関する情報（プライバシー）をみだりに公開したり、自分に関する個人情報を勝手に利用しないよう求

めたり、自らコントロールする権利をプライバシー権という【①】。

プライバシーや個人情報の保護を権利として認めるべきだという考え方は最近になって生まれてきたので、1947年に施行された日本国憲法にはこの権利が具体的な条文としては保障されていない。しかし、憲法第13条が保障する「幸福追求権」（基本的人権の一般原理）から導き出すことができるため、具体的な条文がなくても不都合はない。

実際に、現在では国には行政機関個人情報保護法が、また各地方公共団体には個人情報保護条例がそれぞれ制定されていて、国や地方公共団体が市民の個人情報を収集する際にはその目的を明らかにすることが定められ、収集した個人情報の目的外使用などが禁じられている。また収集された個人情報の内容について本人が点検し修正を求めたり苦情を表したりすることも認められている。さらに、個人情報保護法により5000件以上の個人情報を取り扱う事業者にも同様の義務が課せられている。

このことから、最近では個人情報保護条例に基づいて高等学校の入試における内申書を開示させることができるようになっている。

私たちもまた、他人の個人情報やプライバシーの取り扱いには十分注意しなければならない。例えばインターネットの掲示板のように他人が自由に閲覧できるところに、勝手に他人の顔写真などを掲載してはならない。

しかしながら、私たちの社会ではプライバシー権が侵害されるケースが後を絶たない。最近では、勝手に知人の私生活をモデルにした小説を書いた作家が、モデルとされた人物から「プライバシーを侵害された」と訴えられて、出版の差し止めを命じる判決を受けたケース（『石に泳ぐ魚』事件）や、解雇をめぐる争いの中で会社側の弁護士が相手側会社員の犯罪歴を調査したことがプライバシー権侵害に当たるとされたケース（京都市中京区前科照会事件）などがある。

①プライバシーと個人情報は異なる概念である。

プライバシーは、特に①私生活上の事実で、②一般的に公開を望まず、③一般にも知られていない事柄をさす（「宴のあと」事件東京地裁判決）。

これに対して個人情報は、氏名・生年月日・連絡先・職歴・病歴・肖像など個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、広い概念である。

コメント [T11]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）p122